

なぜ、精神疾患専門なのか？



はじめまして、わかば障害年金オフィスの代表・竹下昌明(たけした まさあき)と申します。実は、私自身、過去には抑うつ状態と診断され休職した時期があったことに加えて、発達障害の特性を持っております。そのため、「精神疾患の方々のために寄り添ったサポートをしたい」と思い、社会保険労務士事務所を開業しました。開業前は、28年間にわたり長野県の松本市役所に勤務していました。勤務時には、年金担当部門の窓口で7,000件以上の相談をお受けしておりました。(うつ病や発達障害など精神疾患で苦しんでおられる方からの障害年金に関するものも数多く含まれています)障害年金を請求するに当たって、精神疾患を抱えている場合、ご自身で必要な書類をすべて準備するのは非常に難しい作業です。

障害年金を受け取るための 2つの壁

なぜ、ご自分で請求するのが非常に難しいのか？

まず、“初診日”がわからないと請求できない

初診日とは、請求する病気と関連のある症状で初めて医療機関の診療を受けた日のことです。転院していたりする場合は、初診日を特定するための受診状況等証明書が取得できないことがあります。なぜなら、カルテの保存期間がたった5年間だからです。初診日がはっきりしないことは、障害年金の請求の準備すらできないのです。



さらに、医師に“適切な診断書”を書いて もらわないと請求できない

精神疾患の場合は、数値化が難しいため、医師の主觀で症状の度合いが判断されてしまいます。診察のときの振る舞いで判断されてしまうのです。(つまり、実際の症状よりも軽く判断される可能性があります)



…このような問題があるため、当オフィスでは徹底したサポートを行っています。

わかば障害年金オフィスの 3つの特色



精神疾患の障害年金請求を 熟知しています

先ほどご紹介した「2つの壁」を越えるための経験がございます。精神疾患を専門にしているからこそできることです。



相談料・着手金・ 事務手数料は0円です

「年金が振り込まれるまで、ご相談者様には極力金銭的な負担をかけさせない」という思いから障害年金が振り込まれるまで無料でサポートします。

実際に審査に通り、振り込まれた場合は、下記の(1)と(2)のどちらか高い金額がサポート料金となります。

- (1) 年金2.2ヶ月分(加算分を含む)
- (2) 初回振込額(加算分を含む)の11%

※受診状況等証明書・診断書・役所で取得する証明書および出張旅費は、実費をご負担いただきます。

※実費負担分は、初回の年金が振り込まれるまで立替えることができます。

※消費税込みの金額です。



あなたに寄り添った サポートを行っていきます

ただ手続きを代行するだけでなく、ご相談者様に寄り添った最大限のサポートをさせていただきます。まずは、お話を聴きすることから始まります。

